

公益社団法人日本地下水学会 慶弔見舞金規程

2012年12月15日 制定

2015年10月17日 改定

第1条（適用）

この規程は、公益社団法人日本地下水学会（以下この法人という）の役員、職員および契約職員に慶弔のあったときの支給金および支給物等について定めたものである。

第2条（支給事項の範囲）

1. この法人は慶弔金および見舞金を支給しない。
2. 学会員の死亡が確認された場合、第3条で定める規定に従った対応をとる。

第3条（受給資格と内容）

1. この規程の適用は、以下の現在および旧役員、職員および契約職員、正会員に限るものとする。
2. 現会長、副会長および元会長、元副会長には供花および弔電（Dメール）とメーリングリストによる葬儀連絡を行い、会誌に追悼文を掲載する。
3. 現理事、現監事、および現代議員には供花および弔電（Dメール）とメーリングリストによる葬儀連絡を行い、会誌に訃報を掲載する。
4. 名誉会員、元代議員、元理事および元監事にはメーリングリストによる葬儀連絡を行い、会誌に訃報を掲載する。
5. 正会員、職員および契約職員の死亡が確認された場合にはメーリングリストによる訃報連絡を行い、会誌に訃報を掲載する。

第4条（届出義務）

この法人の役職員またはその関係者がこの規程により供花および弔電（Dメール）を受けようとするときは、その事実を証明する書類（FAXやEメール）を添付または掲示し、この法人の事務局に届け出を要する。

第5条（支給手続き）

1. 事務局は死亡の届けがあった場合には、その資格を確認し、総務委員長に報告して供花および弔電（Dメール）を手配する（支給する）。
2. また、事務局はメーリングリストによる葬儀連絡を行い、追悼文の掲載や訃報の掲載の該当者であることを総務委員長に報告する。
3. 事務局が対応できない場合は、総務委員長またはその他の役員が行う。

第6条（支給額予算）

1. 供花および弔電（Dメール）の支給額予算は、合計20,000円程度以内とする。
2. 支給額予算は社会の状況変化に対応して事務局提案のもとに総務委員会及び会計委員会で改定し、理事会で承認を受ける。

第7条（その他の支給行為）

前各条に定めのないものでも、状況によりこの法人の理事会が支給の必要のあると認められた場合には会長の判断により、供花および弔電（Dメール）を支給することがある。

附則

この規程は、2012年12月15日から施行する。